

2026

JA日立市多賀の現況

JA HITACHI CITY TAGA REPORT



 **日立市多賀農業協同組合**
Hitachi City Taga Agricultural Cooperatives

J A 綱 領

－ わたしたち J A のめざすもの －

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

目 次

基礎資料編	3
ごあいさつ	4
経営理念	5
経営方針	5
経営管理体制	6
事業の概況（令和7年度）	6
事業活動のトピックス（令和7年度）	7
農業振興活動	7
地域貢献情報	7
リスク管理の状況	8
自己資本の状況	16
系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	16
事業のご案内	17
JAの概況・組織	22
機構図	22
役員構成	22
組合員数	23
組合員組織の状況	23
地区一覧	23
店舗等のご案内	23
特定信用事業代理業者の状況	23
会計監査人の名称	23
経営資料編	25
決算の状況	26
貸借対照表	26
損益計算書	28
注記表	30
剰余金処分計算書	49
部門別損益計算書	50
損益の状況	52
最近の5事業年度の主要な経営指標	52
利益総括表	52
資金運用収支の内訳	53
受取・支払利息の増減額	53
経営諸指標	54
利益率	54
貯貸率・貯証率	54
職員一人当たり及び一店舗当たりの指標	54
貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額	55
貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	55
貸出金償却の額	55
各事業の実績	55
信用事業	55
共済事業	61
購買事業	62
販売事業	63
葬祭事業	63
農業事業	63
宅地等供給事業	64

目次

介護事業	64
指導事業	64
自己資本の充実の状況編	65
自己資本の構成に関する事項	66
自己資本の充実度に関する事項	68
信用リスクに関する事項	72
信用リスク削減手法に関する事項	82
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	85
証券化エクスポージャーに関する事項	85
CVAリスクに関する事項	85
マーケット・リスクに関する事項	85
オペレーショナル・リスクに関する事項	85
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	86
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	87
金利リスクに関する事項	88
連結情報編	90
グループの概況	91
グループの事業系統図	91
子会社等の状況	91
連結事業概況（令和7年度）	91
最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	91
連結貸借対照表	92
連結損益計算書	94
連結注記表	96
連結剰余金計算書	115
農協法に基づく開示債権	115
連結事業年度の事業別経常収益等	116
連結自己資本の充実の状況	117
自己資本の構成に関する事項	118
自己資本の充実度に関する事項	120
信用リスクに関する事項	124
信用リスク削減手法に関する事項	133
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	136
証券化エクスポージャーに関する事項	136
CVAリスクに関する事項	136
マーケット・リスクに関する事項	136
オペレーショナル・リスクに関する事項	136
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	137
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	138
金利リスクに関する事項	138
財務諸表の正確性等にかかる確認	139
会計監査人の監査	139
法定開示項目掲載ページ一覧	140

基礎資料編

ごあいさつ

組合員・利用者の皆様方には、日頃より格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA日立市多賀は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、経営方針、事業内容、最近の業績等について、できるだけ分かり易くまとめたディスクロージャー誌「2026JA日立市多賀の現況」を作成いたしました。

皆様が当JAの事業をさらにご利用いただくための参考資料として、ご高覧いただければ幸いです。

今後とも、組合員・利用者の皆様の地位向上と経営安定のため全力を尽くす所存ですので、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和8年5月

日立市多賀農業協同組合

代表理事組合長 助川 弘一

経営理念

JA 日立市多賀は、「限りなく奉仕をしよう」を基本理念として

1. 地域環境を大切にした農業振興対策に努めます
2. 多様化する組合員・利用者のニーズに対応できる JA を目指します
3. 経営の合理化・効率化の徹底に努めます

経営方針

訪問活動を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。

「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線で必要な取り組みについて、3つの柱のひとつである「I. 農業」の取り組み事項を実践し、最重点課題である「担い手の育成・確保」に取り組みます。

また、自己改革の取り組みと成果について、対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることでPDCA サイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

I. 農業

食料供給の安定化に寄与する多様な担い手による多数な農業に取り組みます。

<優先課題>

1. 担い手の確保・育成
2. 環境に配慮した農業の展開
3. 高付加価値化（ブランド化）への取り組み
4. 食料安全保障強化への対応

II. 地域・くらし

地域に根ざした事業・活動を通じて地域住民や消費者とのつながり強化に取り組みます。

<優先課題>

1. 消費者とのつながりづくり（JA ファンづくり）
2. 食農教育の展開

III. 組織・経営

組合員のニーズに基づいた組織・事業運営を展開するため組織・経営基盤の強化に取り組みます。

<優先課題>

1. 人材確保・育成
2. 組織基盤の強化
3. DX の推進
4. 経営基盤の強化

IV. 情報発信

ターゲットを明確にしたうえで積極的かつ効果的な情報発信に取り組みます。

<優先課題>

1. 組合員を含めた地域住民に対する広報
2. 役職員に対する広報

経営管理体制

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和 7 年度）

経営環境と令和 7 年度の業況・事業実績・損益状況の概要

当 JA が地域に必要とされる JA であり続けるため、経営基盤の確立・強化を通じて組合員との徹底した対話を行い、総合事業の推進に努めました。

一方で、世界的な異常気象に伴い、米価の高止まり・高温障害などによる野菜の成長不良などが発生し、国内物価上昇を招いている状況です。

令和の米騒動と言われる米価高騰の余波を受け、もち米も前年の倍近くの価格になり、少しでも安い価格での提供をと思い、他の JA に協力を仰いだ事もありました。

また、為替も円安状況が続いており、輸入物価も高止まりしている状況です。日銀の政策金利引き上げで、金利のある金融市場復活で預金獲得に奔走する金融機関の間では競争激化が起こっています。

この様に組合を取り巻く環境も厳しくなる中で、労働環境の改善に真摯に向き合い、経営の安定に努めて参りました。今後とも事業運営の効率化、コスト削減、管理費の削減を推し進め、JA らしい情報発信に努めます。そして、当 JA が地域にとって欠かせぬ存在になれるように、地域と共に精進して参ります。

令和 7 年度決算の概要と主要業務の概況

資産・負債の状況

(単位：千円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
事業利益	18,164	55,135	42,209	2,306
経常利益	38,018	70,665	59,319	22,309
当期剰余金	27,148	50,945	42,380	16,615
総資産	38,731,080	39,112,923	37,841,458	37,923,863
純資産	2,088,296	2,137,166	2,176,491	2,178,181

主要業務の推移

(単位：千円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貯金	35,827,440	36,276,406	35,250,824	35,106,602
貸出金	12,880,422	13,190,671	12,876,376	13,063,938
長期共済保有高	42,716,488	41,686,091	39,468,443	38,105,295
購買品供給高	50,749	53,642	55,380	61,289
販売品販売高・取扱高	27,739	26,904	26,844	27,312

(注) 購買品供給高、販売品販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

事業活動のトピックス（令和7年度）

- ・令和7年3月13日 漬け物部会 第7回 通常総会 開催
- ・令和7年3月14日 女性部 第71回 通常総会 開催
- ・令和7年4月18日 フラワーグリーン会 第35回 通常総会 開催
- 生産者部会 第8回 通常総会 開催
- ・令和7年4月25日 日立市多賀農業協同組合 第77回 通常総会 開催
- ・令和7年5月29日 年金友の会 第38回 通常総会 開催
- ・令和7年6月26日 貸住宅部会 第43回 通常総会 開催
- ・令和7年10月16日 第20回 ゴルフ大会 開催
- ・令和7年11月15日 第36回 JA祭 開催

農業振興活動

当JAは、地域の農業を守るため、耕作放棄地の解消を目指し、生活経済課において、農地の耕作及び農作業受委託事業に取り組んでいます。

また、農産物の販売強化の一環として、出荷者の顔写真付紹介コメントの掲示や朝市の開催等を実施し、安心かつ新鮮な地場産野菜の提供を行い、農業所得の増大及び新規生産者の増加に努めています。

新規就農者、担い手育成に向けた支援として、毎月第3火曜日に営農指導講座の開催や、農業者への貸出にかかる資金の提供、支援も行っています。

地域貢献情報

当JAは、組合員・利用者・地域の皆様に満足いただけるよう、きめ細やかなサービスを提供するとともに、地域社会とのふれあいを大切に豊かな社会作りを展開しています。

また、地域の一員としての責任を自覚し、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

今後とも、JAの総合事業を通じて、各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、「限りなく奉仕をしよう」を念頭におき、地域の協同組合として、社会貢献に努めてまいります。

◇ 地域からの資金調達状況

- 農業応援定期貯金
- ゆめたがクーポン券付き定期貯金

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項

- 年金相談会の開催
- 幼児、小学生を対象とした農業体験学習の実施
- 地域イベントへの参加
- 味噌作り体験教室、手芸教室の開催
- ドライブレコーダー搭載車による見守り活動の実施

リスク管理の状況

◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し融資課と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、リスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

リスク管理の状況

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

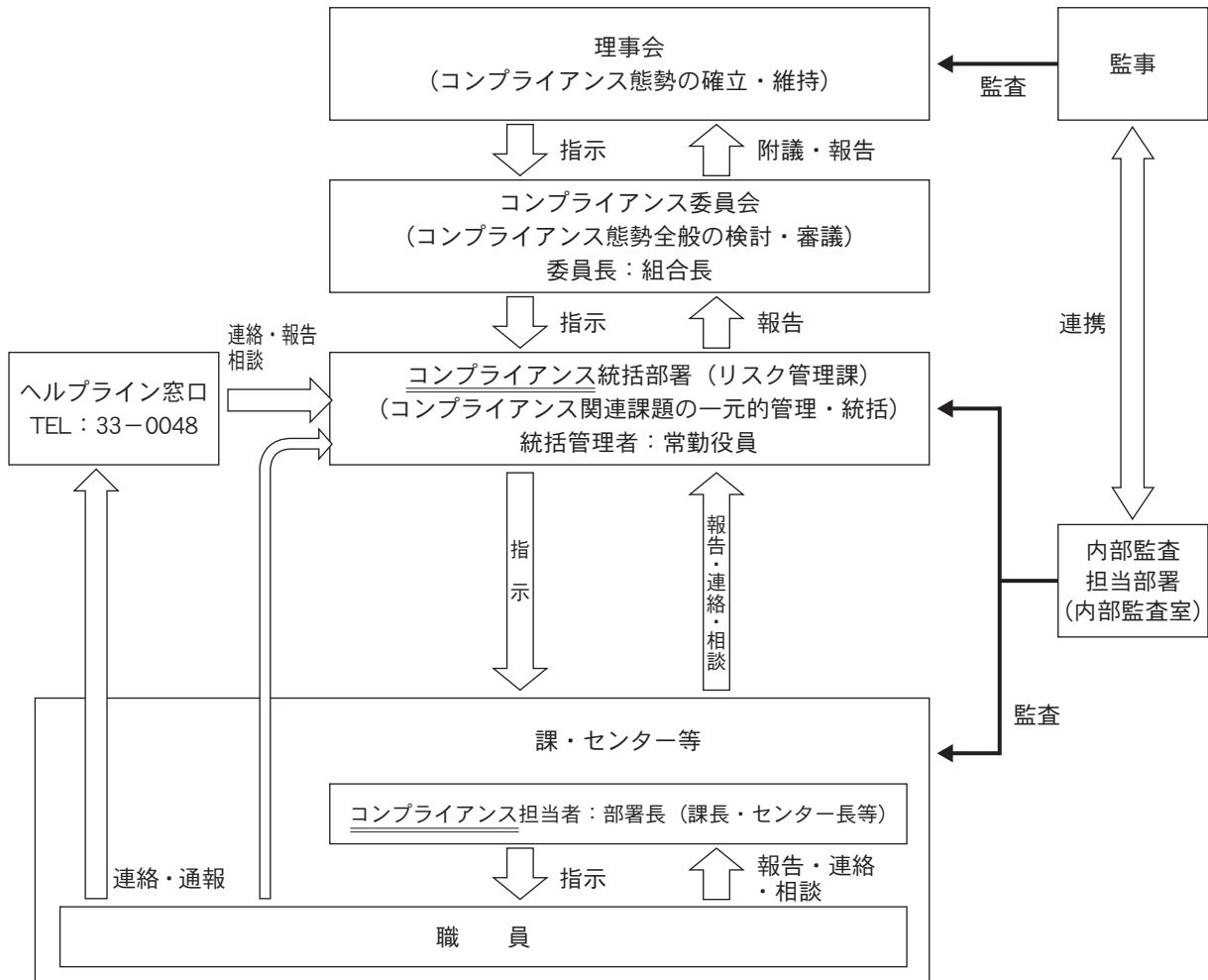
⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA 事業継続計画（BCP）」を策定しています。

リスク管理の状況

【リスク管理体制図】



◇法令遵守体制

＜コンプライアンス基本方針＞

JA 日立市多賀は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

また、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

リスク管理の状況

- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇ 金融 ADR 体制への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口

電 話：0294-33-0048

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇ 信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電 話：03-3581-0031

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3595-8588

受付時間：午前 10 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3581-2249

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

リスク管理の状況

①の窓口または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所）（電話：03-6837-1359・受付時間：午前 9 時～午後 5 時（祝日及び金融機関の休業日を除く））にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人 JA バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

◇ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。か①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA のすべての事業を対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

リスク管理の状況

◇業務の適正を確保するための体制

＜内部統制システム基本方針＞

平成31年2月1日制定
令和5年4月1日改定
令和6年4月1日最終改定
日立市多賀農業協同組合

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

＜運用状況について＞

- ・JAの基本理念実践として、役職員の行動規範を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。
- ・マネロン・金融犯罪対策への取組強化へのトップメッセージを発信し、役職員の意識改革を通じたマネロン・金融犯罪対策の取組強化に取り組んでいる。
- ・業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施している。
- ・自主（自店）検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の未然防止・早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

リスク管理の状況

<運用状況について>

- ・文書管理規程に基づき、職務執行に係る文書情報を適切に保存・管理している。
- ・情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っている。また、情報セキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページ Web サイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築およびセキュリティ機器等の脆弱性管理を行っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

<運用状況について>

- ・JA を取り巻くリスクについては、ALM 委員会、コンプライアンス委員会等の各種会議体を通じて協議・情報共有を図り、理事会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

<運用状況について>

- ・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指揮命令系統を明文化し役職員は職務の執行を効率的に遂行している。また、中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。
- ・人事労務教育基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

<運用状況について>

- ・監事監査を実効性のあるものとするため、理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。
- ・内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。

リスク管理の状況

- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

＜運用状況について＞

- ・各業務における規程や業務マニュアル等を整備、準拠して業務を行っている。
- ・子会社管理規程を制定し、経営計画および経営戦略策定の指導・助言を行うとともに、業務の遂行状況を適正に把握・評価し、必要な指導・助言を行っている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

＜運用状況について＞

- ・経理規程等を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、適切な財務報告を作成する体制を構築するため、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めている。
- ・法令の定めに基づき、ディスクロージャー誌等を通じて財務情報の適時・適切な開示に努めている。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

＜運用状況について＞

- ・県中央会の業務監査、経営相談と適宜連携し、内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善および内部監査の品質向上に取り組んでいる。また、経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供および経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決に努めている。

自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 8 年 1 月末における自己資本比率は、15.30%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資金調達額

項 目	内 容
発行主体	日立市多賀農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	245,387 千円（前年度 246,145 千円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

○当組合の主な取扱商品

（令和8年4月1日現在）

種 類	特 色	期 間	預入単位等
総合口座	「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用商品です。年金・給与などの自動受取り、公共料金などの自動支払いに便利です。 定期貯金をセットすることで、その90%、300万円まで自動融資が受けられます。	期間と出し入れの自由な口座	1円以上 1円単位 ご融資利率 セットされた定期貯金の利率プラス0.5%
普通貯金	金額に制限なく自由に受入れおよび支払いを反復継続でき、決済サービス機能を有した要求払貯金として一般的な貯金です。	同上	1円以上 1円単位
スーパー定期	あらかじめ預入期間を定め、その期間中は支払いの請求をしないことを約した貯金です。	1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年	1円以上 1円単位
大口定期貯金	大口資金の運用に適した商品です。	同上	1,000万円以上 1円単位
定期積金	ご計画にあわせて、毎月一定額を一定期間積み立てていく商品です。	6ヶ月以上 5年以下	1回あたり1,000円以上 1円単位

（注）金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

事業のご案内

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

○当組合の主な取扱商品

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証	担保
JA 住宅ローン	<ul style="list-style-type: none"> 新築・増改築 土地の購入 他行からの借換など 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員 満18歳以上、満66歳以下最終返済時満80歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> 50万以上1億円以内（基金協会） 10万円以上2億円以内（協同住宅ローン） 	3年以上 50年以内	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等返済（固定・変動） 元金均等返済（固定・変動） 	<ul style="list-style-type: none"> 基金協会保証 協同住宅ローン（株）保証 	原則有担保
JA マイカーローン	<ul style="list-style-type: none"> 自動車・オートバイ等の購入資金 他行からの借換など 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員 満18歳以上、満75歳未満最終返済時満81歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上1,000万円以内 	6ヶ月以上 15年以内	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等返済（固定・変動） 	<ul style="list-style-type: none"> 基金協会保証 三菱UFJニコス （株）ジャックス 	不要
JA 多目的ローン	生活に必要なとする資金	<ul style="list-style-type: none"> 組合員 満18歳以上、満75歳未満最終返済時満80歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上500万円以内（基金協会） 10万円以上1,000万円以内（ニコス） 	6ヶ月以上 10年以内	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等返済（固定・変動） 	<ul style="list-style-type: none"> 基金協会保証 三菱UFJニコス 	不要
JA 教育ローン	入学金・授業料その他入学時及び就学に必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> 組合員 満18歳以上、満65歳未満最終返済時満80歳未満（基金協会・ニコス） 最終返済時満76歳未満（ジャックス） 	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上1,000万円以内 	<ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月以上据置期間を含め最長15年（在学期間+9年） 6ヶ月以上16年10ヶ月以内（ジャックス） 	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等返済（固定・変動） 	<ul style="list-style-type: none"> 基金協会保証 三菱UFJニコス （株）ジャックス 	不要
農業経営拡大資金	農業施設・機械・器具、農地の取得・改良・造成、家畜・生産資材の購入等	<ul style="list-style-type: none"> 組合員 農事法人組合・団体 	所要額以内	1年以上25年以内	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等返済（固定・変動） 元金均等返済（固定・変動） 期日一括返済 	<ul style="list-style-type: none"> 個人保証 基金協会保証 	必要に応じ担保
農業近代化資金	<ul style="list-style-type: none"> 農作業所、トラクター、コンバイン、田植機などの農機具 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 正組合員 認定農業者、認定新規就業者 農業者（個人・農業法人等） 	<ul style="list-style-type: none"> 農業者個人1,800万円以内 団体等2億円以内 	<ul style="list-style-type: none"> 農機具等7年以内 施設等15年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 元金均等返済（固定） 	<ul style="list-style-type: none"> 基金協会保証 	基金協会の判断による

（注）上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用ください。詳しくは窓口にてご確認ください。

事業のご案内

◇ 為替

全国の JA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 JA の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国の JA での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

信用事業手数料一覧

(注) 各手数料は、令和 8 年 4 月 1 日現在、消費税 10% が含まれています。

■ 為替手数料一覧

	種 類	金 額
振込手数料	同一店内・系統金融機関あて	1 件につき 660 円
	他金融機関あて	1 件につき 990 円
代金取立手数料	電子交換所取立	1 通につき 880 円
	個別取立	1 通につき 1,100 円
その他諸手数料	振込の組戻料・訂正料	1 通につき 990 円
	不渡手形返却料	1 通につき 1,100 円
	取立手形組戻料	1 通につき 1,100 円
	取立手形店頭呈示料 ただし、1,100 円を超える取立費用を要する場合は、 その実費とする。	1 通につき 1,100 円
	離島回金料	無 料

■ 貯金関係手数料

項 目	料金基準	金 額	備 考
手形帳交付	1 冊につき	11,000 円	
小切手帳交付	1 冊につき	11,000 円	
通帳再発行	1 冊につき	1,100 円	
証書再発行	1 枚につき	1,100 円	盗難・災害による喪失等の場合は、 所定の確認により無料
キャッシュカード再発行	1 枚につき	1,100 円	
残高証明書発行	定例 1 通につき	550 円	
	都度発行 1 通につき	1,100 円	
	お客様指定様式 1 通につき	3,300 円	
その他各種証明書発行	1 通につき	550 円	
地公体税金納付取次	1 枚につき	550 円	
取引履歴明細書発行	基本手数料 1 回につき	550 円	
	発行枚数 1 枚につき	55 円	
円貨両替手数料	101 枚～300 枚	220 円	
金種指定払戻手数料	301 枚～500 枚	330 円	
店頭硬貨整理手数料	501 枚～1,000 枚	440 円	
	1,001 枚～	550 円	500 枚毎に 550 円加算

事業のご案内

■貸出関係手数料

項目	料金基準	金額	備考
貸出事務手数料			
証書貸付(JA 統一ローン)	1 件	3,300 円	無担保ローン(小口)
		33,000 円	有担保ローン
証書・手形・当座貸越	1 件	3,300 円	貯金担保・共済担保除く
手形割引	1 件	1,100 円	
債務保証	1 件	1,100 円	
返済方法・条件変更手数料			
一部繰上返済(窓口扱い)	1 回	6,600 円	
一部繰上返済(IB 扱い)	1 回	無料	有担保ローン
一部繰上返済(IB 扱い)	1 回	無料	無担保ローン(小口)を含む
全額繰上返済			
実行から10年以内		11,000 円	
実行から10年超		6,600 円	
金利変更手数料	1 回	6,600 円	固定金利から変動金利への変更または金利引き下げ等
住宅ローン「とくとく」等の固定金利選択手数料	1 回	6,600 円	借入申込時の固定金利選択については、初回のみ無料
上記以外の条件変更	1 回	6,600 円	
証明書発行手数料			
残高証明書	1 通	1,100 円	
融資見込証明書	1 通	5,500 円	
住宅取得控除証明書	1 通	無料	

■各主要提携金融機関 ATM ご利用時間帯・ご利用手数料

金融機関名	ご利用手数料		
	平日 8:45～18:00	土曜 9:00～14:00	平日・土曜日のその他時間帯 及び日曜日・祝日
JA バンク	無料	無料	無料
三菱UFJ 銀行	無料	110 円	110 円
セブン銀行	110 円	110 円	220 円
イーネット ATM	110 円	110 円	220 円
ローソン銀行	110 円	110 円	220 円
ゆうちょ銀行	110 円	110 円	220 円
JF マリンバンク	無料	無料	無料
その他(MICS 提携)	110 円	220 円	220 円

(注)ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。
詳しくはご利用 ATM の掲示等でご確認ください。

■JA ネットバンキング取引手数料

振込手数料	同一店内	系統金融機関	他金融機関
	無料	220 円	275 円

■法人 JA ネットバンキング取引手数料

基本サービス	月額	1,100 円
基本サービス + 伝送サービス	月額	3,300 円
振込手数料	同一店内	無料
	系統金融機関	220 円
	他金融機関	440 円

■未利用口座にかかる管理手数料

2021 年 10 月 1 日以降に開設され、2 年間ご利用のない残高 10,000 円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料

商 品	手 数 料
普通貯金口座(一般・総合・営農・こども)	年間 1,320 円
貯蓄貯金口座	

事業のご案内

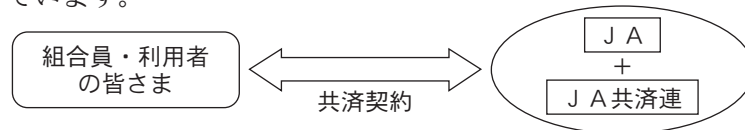
共済事業

◇ JA 共済の仕組み

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成 17 年 4 月 1 日から、JA と JA 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JA と JA 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

購買事業

生産資材店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農産物をお届けする事業を行っています。また、当 JA 管内において生産された野菜を中心に「地産地消」の取り組みとして、毎月第 3 土曜日に朝市を開催し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

葬祭事業

葬祭事業は、葬祭施設を設置し、多様化する様々な葬儀形態に柔軟に対応し、葬家の気持ちに寄り添ったご葬儀を提案いたします。

農業事業

農業事業は、地域農業を支えるため、組合員の農地の耕運作業により農産物出荷をサポートとし、農産物の流通拡大に努めています。

宅地等供給事業

宅地等供給事業は、法務・税務相談や土地の有効活用などの資産管理事業により、組合員の暮らしの全般にわたってサポートしています。

介護事業

介護事業は、介護保険のケアプランに基づいて、健全で安らかな老後を送るためのお手伝いをします。

指導事業

指導事業は、組合員の営農・生活指導はもとより、誰でも気軽に利用できるサービス事業の一環として行っています。

協同会社

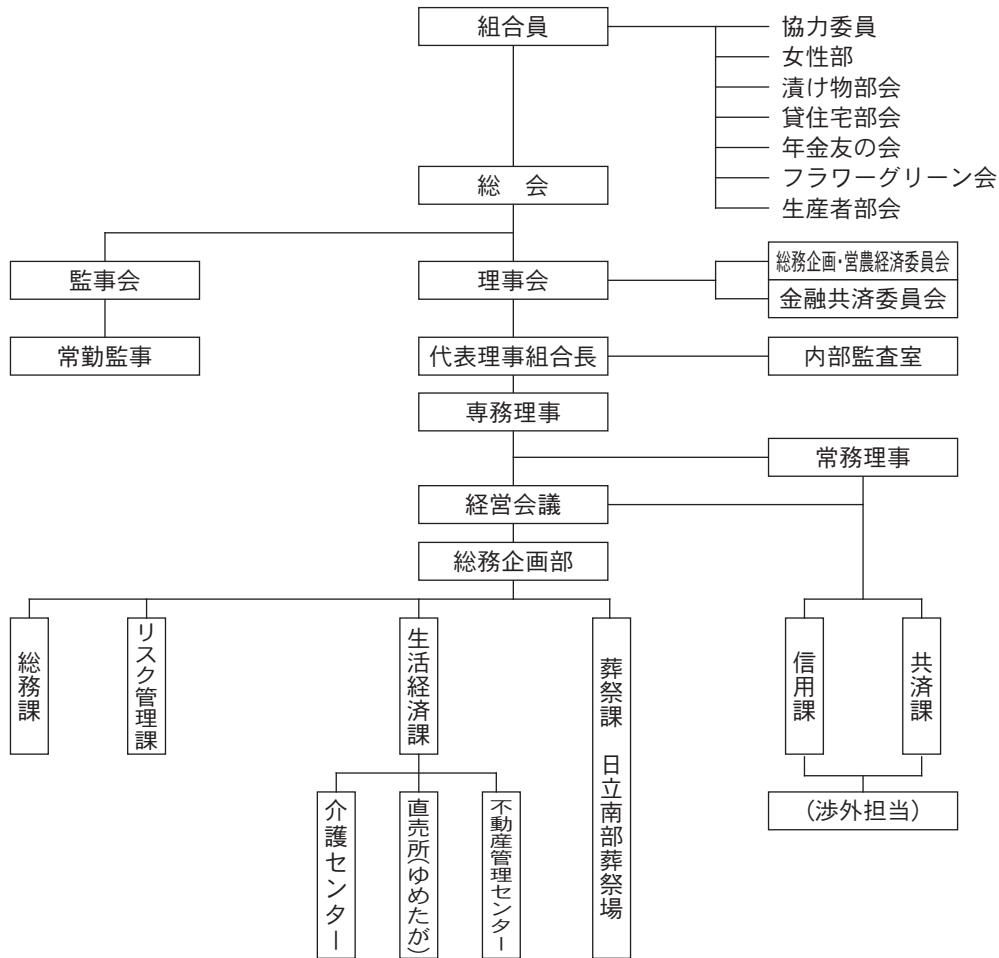
法人名	所在地	主要事業内容	設立年月日	資本金(出資金)	当組合出資比率
(有)多賀協同サービス	日立市多賀町1-12-10	搬送・霊柩事業	平成10年4月23日	1,000万円	100%

(注) 令和 7 年 9 月 1 日より事業活動をしておりません。

JAの概況・組織

◇ 機構図

(令和8年4月1日現在)



◇ 役員構成

(令和8年4月24日現在)

区 分	代表権の有無	氏 名	摘 要
	有	助 川 弘 一	実務精通役員
	無	阿 部 勝 行	実務精通役員
	無	長 山 公 彦	実務精通役員 信用事業専任理事
	無	橋 道 子	女性役員
	無	鈴 木 弘 文	
	無	石 井 正 己	
	無	瀬 谷 隆 典	
	無	大 谷 愛 子	女性役員
	無	瀬 谷 裕 子	女性役員
	無	大 谷 篤 也	
	無	赤 津 和 行	
代表・常勤監事		豊 田 郁 夫	員外監事・実務精通役員
監 事		森 浩 一	
監 事		緑 川 明 男	
監 事		大 和 田 憲 一	

◇ 組合員数

(令和8年1月31日現在) (単位:人・団体)

資格区分		令和6年度	令和7年度
正組合員数	個人	男性	592
		女性	187
	計	779	
	法人	2	
小計		781	763
准組合員数	個人	男性	1,278
		女性	950
	計	2,228	
	法人または団体	18	
小計		2,246	2,256
組合員総数	個人	男性	1,870
		女性	1,137
	計	3,007	
	法人または団体	20	
合計		3,027	3,019

◇ 組合員組織の状況

(令和8年1月31日現在) (単位:人)

組織名	構成員数
女性部	80
漬け物部会	10
貸住宅部会	55
年金友の会	422
フラワーグリーン会	33
生産者部会	20

当JAの組合員組織を記載しています。

◇ 地区一覧

(令和8年1月31日現在)

日立市東成沢町、中成沢町、西成沢町、鮎川町、国分町、諏訪町、桜川町、末広町、多賀町、千石町、大久保町、中丸町、塙山町、金沢町、東金沢町、東多賀町、河原子町、東大沼町、大沼町、台原町、みかの原町、森山町、水木町、大みか町の区域。

◇ 店舗等のご案内

(令和8年4月1日現在)

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	ATM設置・稼働状況
本店 (総務課・リスク管理課・信用課・ 共済課・内部監査室)	日立市多賀町1-12-10	0294-33-0048	○
購買店舗 (生活経済課)	日立市多賀町1-12-10	0294-33-0187	
不動産管理センター	日立市多賀町1-13-8	0294-38-6789	
介護センター	日立市多賀町1-13-8	0294-33-1115	
葬祭課 日立南部葬祭場	日立市茂宮町770	0294-54-1494	

◇ 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。(令和8年1月31日現在)

◇ 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和8年1月現在) 所在地 東京都港区芝

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

経 営 資 料 編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

科 目	令和 6 年度 (令和 7 年 1 月 3 1 日現在)	令和 7 年度 (令和 8 年 1 月 3 1 日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	36,420,818	36,507,205
(1) 現 金	56,183	82,637
(2) 預 金	23,360,711	23,205,041
系統預金	23,324,059	23,140,182
系統外預金	36,652	64,859
(3) 貸出金	12,876,376	13,063,938
(4) その他の信用事業資産	127,546	155,969
未収収益	123,861	150,832
その他の資産	3,685	5,137
(5) 貸倒引当金	—	▲ 382
2. 共済事業資産	15	17
(1) その他の共済事業資産	15	17
3. 経済事業資産	16,981	15,889
(1) 経済事業未収金	6,192	5,494
(2) 棚卸資産	10,069	9,654
購買品	3,047	3,333
その他棚卸資産	7,022	6,320
(3) その他の経済事業資産	719	741
4. 雑 資 産	48,457	48,541
5. 固 定 資 産	852,580	848,054
(1) 有形固定資産	852,040	846,641
建 物	499,482	508,252
機械装置	20,174	20,174
土 地	653,795	653,795
その他の有形固定資産	104,625	104,505
減価償却累計額	▲ 426,037	▲ 440,085
(2) 無形固定資産	540	1,412
その他の無形固定資産	540	1,412
6. 外部出資	489,044	489,044
(1) 外部出資	489,044	489,044
系統出資	460,134	460,134
系統外出資	18,910	18,910
子会社等出資	10,000	10,000
7. 繰延税金資産	13,559	15,110
資 産 の 部 合 計	37,841,458	37,923,863

決算の状況

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 (令和 7 年 1 月 3 1 日現在)	令和 7 年度 (令和 8 年 1 月 3 1 日現在)
(負債の部)		
1. 信用事業負債	35,343,155	35,415,192
(1) 貯 金	35,250,824	35,106,602
(2) その他の信用事業負債	92,331	308,589
未払費用	15,630	46,349
その他の負債	76,700	262,239
2. 共済事業負債	46,335	47,333
(1) 共済資金	12,355	12,812
(2) 未経過共済付加収入	33,726	34,197
(3) 共済未払費用	33	100
(4) その他の共済事業負債	219	222
3. 経済事業負債	7,208	10,342
(1) 経済事業未払金	5,758	8,937
(2) その他の経済事業負債	1,450	1,405
4. 雑 負 債	45,469	36,040
(1) 未払法人税等	16,272	4,637
(2) その他の負債	29,196	31,403
5. 諸 引 当 金	44,096	53,554
(1) 賞与引当金	3,681	3,891
(2) 退職給付引当金	36,010	42,992
(3) 役員退職慰労引当金	4,404	6,670
6. 再評価にかかる繰延税金負債	178,701	183,217
負 債 の 部 合 計	35,664,967	35,745,682
(純資産の部)		
1. 組合員資本	1,710,060	1,716,267
(1) 出資金	246,145	245,387
(2) 利益剰余金	1,465,447	1,476,474
利益準備金	440,556	450,556
その他利益剰余金	1,024,891	1,025,918
税効果調整積立金	11,909	13,567
農林年金対策積立金	39,000	39,000
施設等整備積立金	145,000	155,000
特別積立金	726,000	736,000
当期末処分剰余金	102,981	82,350
(うち当期剰余金)	(42,380)	(16,615)
(3) 処分未済持分	▲1,532	▲5,594
2. 評価・換算差額金	466,430	461,914
(1) 土地再評価差額金	466,430	461,914
純 資 産 の 部 合 計	2,176,491	2,178,181
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	37,841,458	37,923,863

決算の状況

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		令和 7 年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)	
1. 事業総利益		406,058		387,522
事業収益	612,225		634,244	
事業費用	206,166		246,722	
(1) 信用事業収益	280,668		336,212	
資金運用収益	269,887		324,715	
(うち預金利息)	(118,273)		(153,818)	
(うち貸出金利息)	(128,506)		(148,545)	
(うちその他受入利息)	(23,107)		(22,352)	
役務取引等収益	4,189		4,314	
その他経常収益	6,591		7,182	
(2) 信用事業費用	49,719		102,150	
資金調達費用	21,092		72,390	
(うち貯金利息)	(20,530)		(71,356)	
(うち給付補填備金繰入)	(4)		(34)	
(うち借入金利息)	(0)		(0)	
(うちその他支払利息)	(556)		(998)	
役務取引等費用	2,323		2,233	
その他経常費用	26,304		27,526	
(うち貸倒引当金繰入額)	—		(382)	
信用事業総利益		230,948		234,062
(3) 共済事業収益	60,505		57,926	
共済付加収入	56,484		53,443	
その他の収益	4,020		4,482	
(4) 共済事業費用	1,619		1,837	
共済推進費	664		856	
共済保全費	369		369	
その他の費用	584		611	
共済事業総利益		58,886		56,088
(5) 購買事業収益	49,577		53,911	
購買品供給高	48,325		52,563	
購買手数料	697		899	
その他の収益	554		448	
(6) 購買事業費用	41,836		44,674	
購買品供給原価	41,261		44,079	
購買品供給費	164		168	
その他の費用	411		425	
購買事業総利益		7,740		9,237
(7) 販売事業収益	12,098		11,765	
販売品販売高	9,847		9,362	
販売手数料	2,080		2,229	
その他の収益	170		173	
(8) 販売事業費用	7,678		7,240	
販売品販売原価	7,440		7,056	
その他の費用	238		184	
販売事業総利益		4,420		4,524
(9) 葬祭事業収益	154,840		126,588	
(10) 葬祭事業費用	84,822		71,530	
葬祭事業総利益		70,018		55,058

決算の状況

科 目	令和 6 年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		令和 7 年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)	
(11) 農業事業収益		1,518		1,239
(12) 農業事業費用		223		144
農業事業総利益			1,294	1,095
(13) 宅地等供給事業収益		23,249		17,288
(14) 宅地等供給事業費用		1,775		1,321
宅地等供給事業総利益			21,474	15,966
(15) 介護事業収益		31,239		29,878
(16) 介護事業費用		15,808		14,759
介護事業総利益			15,430	15,119
(17) 指導事業収入		1,493		1,557
(18) 指導事業支出		5,648		5,188
指導事業収支差額			▲4,155	▲3,631
2. 事業管理費			363,849	385,215
(1) 人件費		259,139		266,600
(2) 業務費		41,792		44,881
(3) 諸税負担金		14,174		14,784
(4) 施設費		47,133		57,664
(5) その他事業管理費		1,610		1,284
事業利益(△は事業損失)			42,209	2,306
3. 事業外収益			18,142	20,928
(1) 受取出資配当金		11,769		12,769
(2) 賃貸料		1,284		4,163
(3) 雑収入		5,088		3,995
4. 事業外費用			1,032	926
(1) 寄付金		48		50
(2) 賃貸関連費用		—		48
(3) 雑損失		984		827
経常利益			59,319	22,309
5. 特別利益			59	—
(1) 固定資産処分益		59		—
6. 特別損失			0	0
(1) 固定資産処分損		0		0
税引前当期利益(△は税引前当期損失)			59,378	22,309
法人税、住民税及び事業税		18,655		7,244
法人税等調整額		▲1,657		▲1,550
法人税等合計額			16,997	5,694
当期剰余金			42,380	16,615
前期繰越剰余金			60,601	65,735
当期末処分剰余金			102,981	82,350

(注)「事業収益」、「事業費用」は各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去して表示しています。

決算の状況

注記表

令和6年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- | | |
|------------|--------------|
| 子会社株式 | ：移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | ：移動平均法による原価法 |
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 購買品（一品管理） | ：総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| 購買品（グループ管理） | ：売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| その他の棚卸資産 | ：最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
- 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
- 定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当

決算の状況

該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 葬祭事業

葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 農業事業

組合員の委託に基づき農地等を利用して行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農業を行う義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う（又は提供する）事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

決算の状況

⑥ 介護事業

組合員の必要な医療サービス及び福祉サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種サービスの利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。並びに、葬祭事業収益のうち、当組合が代理人として葬祭利用高に関与している場合には、純額で収益を認識して葬祭事業収益に含めて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 13,567千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける

決算の状況

可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は13,064千円であり、その内訳は、次のとおりです。
建物 12,894千円 車両運搬具 170千円
- (2) 担保に供している資産
定期預金800,000千円を為替決済の担保に、定期預金2,200千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社等に対する金銭債務の総額 25,836千円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事及び監事に対する金銭債権の総額 58,958千円
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権はありません。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権額は22,617千円、貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は22,617千円です。
- (6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上して

決算の状況

います。

- 再評価を行った年月日 平成13年1月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 423,096千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|------------------|---------|
| ①子会社等との取引による収益総額 | 3,000千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 3,000千円 |
| ②子会社等との取引による費用総額 | 4千円 |
| うち事業取引高 | 4千円 |

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預け、運用を行っています。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
- ② 市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
(市場リスクに係る定量的情報)
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、

決算の状況

貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が19,752千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	23,360,711	23,307,454	▲53,257
貸出金	12,876,376	12,870,146	▲6,230
資 産 計	36,237,088	36,177,600	▲59,487
貯 金	35,250,824	35,159,426	▲91,397
負 債 計	35,250,824	35,159,426	▲91,397

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該

決算の状況

帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	489,044
合計	489,044

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	23,360,711	—	—	—	—	—
貸出金(*1)	661,998	626,721	619,566	586,484	562,573	9,796,414
合計	24,022,710	626,721	619,566	586,484	562,573	9,796,414

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）6,241千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等22,617千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	30,962,214	1,761,066	2,419,925	43,243	64,373	—
合計	30,962,214	1,761,066	2,419,925	43,243	64,373	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

決算の状況

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|----------|
| 期首における退職給付引当金 | 31,316千円 |
| 退職給付費用 | 11,089千円 |
| 退職給付の支払額 | ▲2千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | ▲6,393千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 36,010千円 |
- ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|-----------|-----------|
| 退職給付債務 | 123,830千円 |
| 特定退職金共済制度 | ▲87,819千円 |
| 退職給付引当金 | 36,010千円 |
- ④ 退職給付に関連する損益
- | | |
|--------|----------|
| 勤務費用 | 11,089千円 |
| 退職給付費用 | 11,089千円 |

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,176千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、24,737千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	9,974千円
賞与引当金	1,019千円
未払事業税	1,125千円
未払年度未賞与	831千円
減価償却（減損損失分）	376千円
役員退職慰労引当金	1,219千円
その他	374千円
繰延税金資産小計	14,922千円
評価性引当額	▲1,355千円
繰延税金資産合計（A）	13,567千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲7千円
繰延税金負債合計（B）	▲7千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	13,559千円

決算の状況

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

当組合の日立南部葬祭場は、設置の際に日立市との不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了における原状回復にかかる義務を有しています。しかし、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は24,920千円です。

決算の状況

注記表

令和7年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- | | |
|------------|---------------|
| 子会社株式 | ： 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | ： 移動平均法による原価法 |
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|-------------|--|
| 購買品（一品管理） | ： 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| 購買品（グループ管理） | ： 売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| その他の棚卸資産 | ： 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
- 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
- 定額法を採用しております。
- なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当

決算の状況

該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 葬祭事業

葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 農業事業

組合員の委託に基づき農地等を利用して行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農業を行う義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う（又は提供する）事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

決算の状況

⑥ 介護事業

組合員の必要な医療サービス及び福祉サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種サービスの利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。並びに、葬祭事業収益のうち当組合が代理人として葬祭利用高に関与している場合には、純額で収益を認識して葬祭事業収益に含めて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 15,117千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

課税所得の見積額については、令和8年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける

決算の状況

可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 382千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は13,064千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 12,894千円 車両運搬具 170千円

(2) 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に、定期預金2,200千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 21,085千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 53,758千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額は52,109千円、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

決算の状況

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は52,109千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 423,096千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	4,000千円
うち事業取引以外の取引高	4,000千円
②子会社等との取引による費用総額	30千円
うち事業取引高	30千円

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、24千円の棚卸評価損が含まれています。

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預け、運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

決算の状況

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.36%上昇したものと想定した場合には、経済価値が22,655千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

決算の状況

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	23,205,041	23,164,149	▲40,982
貸出金	13,063,938		
貸倒引当金(*1)	▲382		
貸倒引当金控除後	13,063,556	12,895,025	▲168,530
資 産 計	36,268,598	36,059,174	▲209,423
貯 金	35,106,602	35,006,804	▲99,798
負 債 計	35,106,602	35,006,804	▲99,798

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	489,044
合 計	489,044

決算の状況

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	23,205,041	—	—	—	—	—
貸出金(*1)	707,512	626,735	600,021	571,896	568,129	9,989,644
合計	23,912,553	626,735	600,021	571,896	568,129	9,989,644

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)7,448千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	32,739,989	1,839,441	447,097	54,460	25,614	—
合計	32,739,989	1,839,441	447,097	54,460	25,614	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	36,010千円
退職給付費用	14,043千円
退職給付の支払額	▲0千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲7,060千円
期末における退職給付引当金	42,992千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	137,615千円
特定退職金共済制度	▲94,623千円
退職給付引当金	42,992千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	14,043千円
退職給付費用	14,043千円

決算の状況

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,491千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、24,013千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	12,209千円
賞与引当金	1,078千円
未払事業税	417千円
減価償却（減損損失分）	363千円
役員退職慰労引当金	1,871千円
その他	239千円
繰延税金資産小計	16,180千円
評価性引当額	▲1,063千円
繰延税金資産合計（A）	15,117千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲7千円
繰延税金負債合計（B）	▲7千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	15,110千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲10.4%
住民税均等割額	2.8%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	▲1.4%
評価性引当額の増減	▲1.4%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.5%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は307千円増加し、法人税等調整額は307千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は4,515千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

決算の状況

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

当組合の日立南部葬祭場は、設置の際に日立市との不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了における原状回復にかかる義務を有しています。しかし、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は7,448千円です。

決算の状況

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
当期末処分剰余金	102,981,843	82,350,846
剰余金処分数額	37,246,161	31,114,155
利益準備金	10,000,000	4,000,000
任意積立金	21,657,525	21,550,598
税効果調整積立金	1,657,525	1,550,598
施設等整備積立金	10,000,000	10,000,000
特別積立金	10,000,000	10,000,000
出資配当金	5,066,589	5,013,330
事業分量配当金	522,047	550,227
次期繰越剰余金	65,735,682	51,236,691

(注)

1. 出資配当金については次のとおりです。

令和 6 年度	年2.1%
令和 7 年度	年2.1%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

令和 6 年度	直売所販売高の3.5%の割合です。
令和 7 年度	直売所販売高の3.5%の割合です。

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	目的及び取り崩し基準	積立目標金額	令和6年度末残高	令和7年度末残高
税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分为を留保するために積立を行う。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。		11,909	13,567
農林年金対策積立金	農林年金の一括処理に備え積立を行う。制度完了に伴い特例業務負担金の一括処理が求められた際に取り崩す。	39,000	39,000	39,000
施設等整備積立金	施設等の建設、修繕、改善等を行うために積立を行う。施設等を建設又は整備した事業年度に取り崩す。	300,000	145,000	155,000

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

令和 6 年度	2,200,000円
令和 7 年度	900,000円

決算の状況

部門別損益計算書

令和6年度

(単位：千円)

区 分	算 式	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	615,191	280,668	60,505	22,883	249,640	1,493	
事業費用	②	209,132	49,719	1,619	15,721	140,281	1,790	
事業総利益	③=①-②	406,058	230,948	58,886	7,162	109,359	▲ 297	
事業管理費	④	363,849	97,551	73,925	39,877	150,398	2,096	
(うち減価償却費)	⑤	(15,624)	(5,457)	(2,929)	(1,323)	(5,848)	(65)	
(うち人件費)	⑤'	(259,139)	(69,351)	(52,686)	(28,441)	(107,191)	(1,469)	
うち共通管理費	⑥		22,812	12,245	5,531	24,445	274	▲65,309
(うち減価償却費)	⑦		(5,457)	(2,929)	(1,323)	(5,848)	(65)	(▲15,624)
(うち人件費)	⑦'		(12,902)	(6,925)	(3,128)	(13,825)	(155)	(▲36,937)
事業利益	⑧=③-④	42,209	133,397	▲15,039	▲32,715	▲41,038	▲2,393	
事業外収益	⑨	18,142	7,964	4,949	1,100	4,066	61	
うち共通分	⑩		484	260	117	519	5	▲1,387
事業外費用	⑪	1,032	356	194	88	388	4	
うち共通分	⑫		346	185	83	371	4	▲991
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	59,319	141,005	▲10,284	▲31,703	▲37,360	▲2,336	
特別利益	⑭	59	15	12	6	24	0	
うち共通分	⑮		2	1	0	3	0	▲ 8
特別損失	⑯	0	—	0	—	—	—	
うち共通分	⑰		—	—	—	—	—	—
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	59,378	141,020	▲10,272	▲31,696	▲37,336	▲ 2,336	
営農指導事業分 配賦額	⑲		818	440	199	878	▲ 2,336	
営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益	⑳=⑱-⑲	59,378	140,202	▲10,712	▲31,895	▲38,215		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

決算の状況

部門別損益計算書

令和7年度

(単位：千円)

区 分	算 式	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	636,368	336,212	57,926	22,768	217,903	1,554	
事業費用	②	248,846	102,150	1,837	15,475	128,025	1,356	
事業総利益	③=①-②	387,522	234,062	56,088	7,292	89,878	200	
事業管理費	④	385,215	105,686	65,205	45,184	167,080	2,059	
(うち減価償却費)	⑤	(15,476)	(5,635)	(2,514)	(1,400)	(5,860)	(65)	
(うち人件費)	⑤'	(266,600)	(73,118)	(45,141)	(31,278)	(115,664)	(1,396)	
うち共通管理費	⑥		24,617	10,986	6,118	25,604	283	▲67,611
(うち減価償却費)	⑦		(5,635)	(2,514)	(1,400)	(5,860)	(65)	(▲15,476)
(うち人件費)	⑦'		(13,657)	(6,095)	(3,394)	(14,205)	(157)	(▲37,510)
事業利益	⑧=③-④	2,306	128,376	▲9,116	▲37,891	▲77,201	▲1,859	
事業外収益	⑨	20,928	8,748	5,080	1,513	5,514	72	
うち共通分	⑩		644	287	160	670	7	▲1,770
事業外費用	⑪	926	332	150	85	353	3	
うち共通分	⑫		321	143	79	334	2	▲883
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	22,309	136,792	▲4,187	▲36,462	▲72,041	▲1,791	
特別利益	⑭	-	-	-	-	-	-	
うち共通分	⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失	⑯	-	-	-	-	0	-	
うち共通分	⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	22,309	136,792	▲4,187	▲36,462	▲72,041	▲1,791	
営農指導事業分 配賦額	⑲		654	292	163	681	▲1,791	
営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益	⑳=⑱-⑲	22,309	136,138	▲4,479	▲36,625	▲72,723		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	531,737	571,675	614,802	615,191	636,368
信用事業収益	270,495	260,688	274,924	280,668	336,212
共済事業収益	70,272	65,897	61,415	60,505	57,926
農業関連事業収益	25,468	25,861	24,299	22,883	22,768
その他事業収益	165,500	219,228	254,162	251,133	219,460
経常利益	67,234	38,018	70,665	59,319	22,309
当期剰余金	49,824	27,148	50,945	42,380	16,615
出資金 (出資口数)	231,639 (231,639口)	241,825 (241,825口)	248,513 (248,513口)	246,145 (246,145口)	245,387 (245,387口)
純資産額	2,057,707	2,088,296	2,137,166	2,176,491	2,178,181
総資産額	36,630,344	38,731,080	39,112,923	37,841,458	37,923,863
貯金等残高	33,755,430	35,827,440	36,276,406	35,250,824	35,106,602
貸出金残高	11,903,715	12,880,422	13,190,671	12,876,376	13,063,938
有価証券残高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	4,880	5,058	5,462	5,588	5,563
出資配当金	4,461	4,650	4,962	5,066	5,013
事業利用分量配当金	419	408	499	522	550
職員数	53人	52人	47人	44人	48人
単体自己資本比率	13.47%	13.60%	14.68%	15.94%	15.30%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、口、人、%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	248,795	252,325	3,530
役務取引等収支	1,866	2,081	215
その他信用事業収支	▲19,712	▲20,344	▲631
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	250,661 (0.63%)	254,407 (0.64%)	3,745 (0.01%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	434,031 (1.06%)	416,754 (1.03%)	▲17,276 (▲0.03%)
事業純益	70,182	31,156	▲39,025
実質事業純益	70,182	31,539	▲38,643
コア事業純益	70,182	31,539	▲38,643
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	70,182	31,539	▲38,643

損益の状況

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和 6 年度			令和 7 年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	36,716,000	269,887	0.74%	36,289,013	324,715	0.89%
うち預金	23,631,413	141,380	0.60%	23,383,148	176,169	0.75%
うち貸出金	13,084,586	128,506	0.98%	12,905,865	148,545	1.15%
資金調達勘定	35,733,998	21,092	0.06%	35,191,663	72,390	0.21%
うち貯金・定期積金	35,570,023	20,534	0.06%	35,191,630	71,391	0.20%
うち借入金	163,974	0	0.00%	33	0	1.90%
経費率			0.27%			0.30%
総資金利ざや			0.40%			0.38%

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度増減額	令和 7 年度増減額
受取利息	6,428	54,828
うち預金	7,125	34,789
うち貸出金	▲697	20,038
支払利息	8,563	50,856
うち貯金・定期積金	8,564	50,856
うち借入金	▲1	▲0
差 引	▲2,135	3,971

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
総資産経常利益率	0.16%	0.06%	▲0.10%
資本経常利益率	2.78%	1.03%	▲1.75%
総資産当期純利益率	0.11%	0.04%	▲0.07%
資本当期純利益率	1.98%	0.76%	▲1.22%

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減	
貯貸率	期末	36.52%	37.21%	0.69%
	期中平均	36.78%	36.67%	▲0.11%
貯証率	期末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高 × 100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高 × 100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高 × 100

3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和7年度	
信用事業	一職員当たり貯金残高	5,778,823	4,944,591
	一店舗当たり貯金残高	35,250,824	35,106,602
	一職員当たり貸出金残高	5,150,550	5,225,575
	一店舗当たり貸出金残高	12,876,376	13,063,938
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	7,308,970	7,056,536
	一店舗当たり長期共済保有高	39,468,443	38,105,295
経済事業	一職員当たり購買品供給高	7,586	7,384
	一職員当たり販売品販売高	—	—

(注) 各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本店、事業所等の数で計算しております。

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	382	—	—	382
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	382	—	—	382

貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
貸出金償却額	—	—

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用事業（貯金に関する指標）

科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		平均残高 増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	10,535,039	29.6%	10,548,604	30.0%	13,564
定期性貯金	25,034,983	70.4%	24,643,026	70.0%	▲391,957
その他の貯金	—	—	—	—	—
小 計	35,570,023	100.0%	35,191,630	100.0%	▲378,392
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	35,570,023	100.0%	35,191,630	100.0%	▲378,392

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	24,528,300	100.0%	24,692,221	100.0%	163,921
うち固定金利定期	24,528,300	100.0%	24,692,221	100.0%	163,921
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業（貸出金等に関する指標）

科目別貸出金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		平均残高 増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
証書貸付金	13,077,794	99.9%	12,898,998	99.9%	▲178,795
当座貸越	6,792	0.1%	6,867	0.1%	74
金融機関貸付	—	—	—	—	—
合 計	13,084,586	100.0%	12,905,865	100.0%	▲178,721

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	3,649,294	28.3%	3,287,622	25.1%	▲361,672
変動金利貸出	9,220,840	71.6%	9,768,868	74.8%	548,028
その他	6,241	0.1%	7,448	0.1%	1,206
合 計	12,876,376	100.0%	13,063,938	100.0%	187,562

(注)「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯金・定期積金等	8,329	8,917	587
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	8,754,116	8,974,614	220,497
工場	—	—	—
財団	—	—	—
船舶	—	—	—
その他担保	73,761	131,269	57,507
小 計	8,836,208	9,114,801	278,593
農業信用基金協会保証	3,330,339	3,317,593	▲12,745
その他保証	—	—	—
小 計	3,330,339	3,317,593	▲12,745
信用	709,829	631,544	▲78,284
合 計	12,876,376	13,063,938	187,562

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はございません。

信用事業（貸出金等に関する指標）

貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	12,430,054	96.5%	12,662,612	96.9%	232,558
運転資金	446,321	3.5%	401,326	3.1%	▲ 44,995
合 計	12,876,376	100.0%	13,063,938	100.0%	187,562

貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	34,545	0.3%	31,643	0.2%	▲2,902
林業	8,644	0.1%	7,765	0.1%	▲878
水産業	29,000	0.2%	28,153	0.2%	▲846
製造業	738,302	5.7%	916,228	7.0%	177,926
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	267,075	2.1%	271,304	2.1%	4,229
不動産業	538,768	4.2%	500,595	3.8%	▲38,172
電気・ガス・熱供給・水道業	26,461	0.2%	24,802	0.2%	▲1,659
運輸・通信業	116,192	0.9%	145,173	1.1%	28,980
卸売・小売業・飲食店	138,079	1.1%	214,480	1.6%	76,401
サービス業	987,660	7.7%	1,003,348	7.7%	15,687
金融・保険業	52,032	0.4%	88,142	0.7%	36,109
地方公共団体	379,218	2.9%	322,787	2.5%	▲56,430
その他	9,560,395	74.2%	9,509,512	72.8%	▲50,882
合 計	12,876,376	100.0%	13,063,938	100.0%	187,562

信用事業（貸出金等に関する指標）

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農業	1,751	962	▲788
穀作	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	295	143	▲152
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	1,455	819	▲636
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,751	962	▲788

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
プロパー資金	1,751	962	▲788
農業制度資金	—	—	—
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	—	—	—
合 計	1,751	962	▲788

- (注) 1. 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はございません。

信用事業（貸出金等に関する指標）

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
危 険 債 権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権	6年度	22,617	—	22,617	—	22,617
	7年度	52,109	—	52,109	—	52,109
三月以上延滞債権	6年度	22,617	—	22,617	—	22,617
	7年度	52,109	—	52,109	—	52,109
貸出条件緩和債権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
小 計	6年度	22,617	—	22,617	—	22,617
	7年度	52,109	—	—	—	52,109
正 常 債 権	6年度	12,858,596				
	7年度	13,020,514				
合 計	6年度	12,881,213				
	7年度	13,072,623				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

信用事業（内国為替取扱実績）

(単位：件、千円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	2,565	16,925	2,844	17,161
	金額	5,208,021	5,958,078	5,942,180	7,636,100
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
雑 為 替	件数	60	77	31	33
	金額	20,711	9,593	30,011	1,847
合 計	件数	2,625	17,002	2,875	17,194
	金額	5,228,733	5,967,671	5,972,191	7,637,948

信用事業（有価証券に関する指標）

種類別有価証券平均残高

該当する取引はございません。

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

有価証券残存期間別残高

該当する取引はございません。

信用事業（有価証券等の時価情報等）

有価証券の時価情報

該当する取引はございません。

金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

共済事業

長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
生 命 系	終身共済	713	5,093,527	704	4,913,995
	定期生命共済	12	135,000	12	135,000
	養老生命共済	550	3,390,176	417	2,584,870
	うちこども共済	252	1,457,600	226	1,204,100
	医療共済	368	26,000	363	36,000
	がん共済	19	4,500	22	3,500
	定期医療共済	42	159,800	39	152,300
	介護共済	54	116,889	56	123,889
	認知症共済	4		4	
	生活障害共済	4		4	
	特定重度疾病共済	12		11	
	年金共済	393	—	363	—
	建物更生共済系	1,993	30,542,550	1,937	30,155,740
	合 計	4,164	39,468,443	3,932	38,105,295

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額
(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医療共済	368	1,544	363	1,502
		16,580		17,403
がん共済	19	125	22	100
				900
定期医療共済	42	207	39	192
合 計	429	1,876	424	1,794
		16,580		18,303

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介護共済	54	146,218	56	155,563
認知症共済	4	3,500	4	3,500
生活障害共済(一時金型)	3	11,000	3	11,000
生活障害共済(定期年金型)	1	600	1	600
特定重度疾病共済	12	25,000	11	23,500

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

共済事業

年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年金開始前	320	219,799	290	195,368
年金開始後	73	53,034	73	50,306
合 計	393	272,834	363	245,675

(注) 金額は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和 6 年度			令和 7 年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火災共済	592	6,832,340	7,548	609	6,911,720	8,563
自動車共済	905	/	37,784	887	/	37,994
傷害共済	519	1,358,000	38	821	2,056,000	112
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	152	/	607	135	/	528
自賠償共済	41	/	701	42	/	697
合 計	2,209	/	46,680	2,494	/	47,896

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

購買事業

買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		
	供 給 高	粗収益(手数料)	供 給 高	粗収益(手数料)	
生 産 資 材	肥 料	3,667	720	3,118	643
	農業機械	1,374	181	3,515	393
	農 薬	1,561	223	1,713	264
	保温資材	681	77	260	37
	包装資材	666	84	566	96
	建築資材	6,480	622	7,389	738
	種苗・素畜	1,943	320	1,492	337
	その他生産資材	455	69	432	110
小 計	16,831	2,299	18,488	2,621	
生 活 物 資	米	10,435	1,356	14,172	1,906
	生鮮食品	4,244	757	4,653	754
	一般食品	22,028	3,679	20,733	3,656
	耐久消費財	134	▲594	1,250	143
	衣料品	46	7	47	9
	日用保健雑貨	1,048	148	1,046	155
	その他生活物資	611	107	897	135
小 計	38,549	5,462	42,801	6,761	
合 計	55,380	7,762	61,289	9,383	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

販売事業

受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
直売所	16,996	2,080	17,950	2,229
合 計	16,996	2,080	17,950	2,229

買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
直売所	9,847	2,407	9,362	2,306
合 計	9,847	2,407	9,362	2,306

葬祭事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	葬祭事業収益	157,735	128,576
	計	157,735	128,576
費 用	葬祭事業費用	87,717	73,518
	計	87,717	73,518
差 引		70,018	55,058

(注) 葬祭事業収益及び葬祭事業費用は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

農業事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	農業事業収益	1,518	1,239
	計	1,518	1,239
費 用	農業事業費用	223	144
	計	223	144
差 引		1,294	1,095

宅地等供給事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	宅地等供給収益	23,249	17,288
	計	23,249	17,288
費 用	宅地等供給費用	1,775	1,321
	計	1,775	1,321
差 引		21,474	15,966

介護事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	介護事業収益	31,239	29,878
	計	31,239	29,878
費 用	介護事業費用	15,808	14,759
	計	15,808	14,759
差 引		15,430	15,119

指導事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	指導事業補助金	968	1,198
	実費収入	524	358
	計	1,493	1,557
費 用	営農改善費	1,418	1,044
	生活改善費	3,264	3,284
	教育広報費	593	546
	農政活動費	371	312
	計	5,648	5,188
差 引		▲4,155	▲3,631

自己資本の充実の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,704,471	1,710,703
うち、出資金及び資本準備金の額	246,145	245,387
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,465,447	1,476,474
うち、外部流出予定額 (▲)	5,588	5,563
うち、上記以外に該当するものの額	▲1,532	▲5,594
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—	382
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—	382
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	1,704,471	1,711,086
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	390	1,011
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外の額	390	1,011
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	390	1,011
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	1,704,081	1,710,074

自己資本の構成に関する事項

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	9,904,321	11,117,897
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	782,360	52,547
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	10,686,681	11,170,445
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	15.94	15.30

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号) に基づき算出しています。
- 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和 7 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
- 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	56,183		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	379,837	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	23,479,676	4,695,935	187,837
法人等向け	31,196	31,196	1,247
中小企業等向け及び個人向け	176,656	103,239	4,129
抵当権付住宅ローン	6,458,653	1,831,147	73,245
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
取立未済手形	3,400	680	27
信用保証協会等保証付	3,316,789	330,448	13,217
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	66,744	66,744	2,669
(うち出資等のエクスポージャー)	66,744	66,744	2,669
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
上記以外	3,213,089	2,844,929	113,797
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	422,300	1,055,750	42,230
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,790,789	1,789,179	71,567
証券化	—	—	—
(うちS T C 要件適用分)	—	—	—
(うち非S T C 適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (Δ)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	37,182,226	9,904,321	396,172
	CVAリスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	37,182,226	9,904,321	396,172
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		782,360		31,294
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		10,686,681		427,467

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）}}{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}} \div 8\%$$

$$\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	82,637	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	323,292	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	5,560	1,112	44
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,347,188	4,675,927	187,037
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,593,108	2,476,437	99,057
（うちトランザクター向け）	800	360	14
不動産関連向け	5,761,045	2,044,899	81,795
（うち自己居住用不動産等向け）	4,003,789	996,518	39,860
（うち賃貸用不動産向け）	1,757,255	1,048,381	41,935
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	85,636	128,454	5,138
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	4,575	915	36
信用保証協会等による保証付	3,304,892	329,392	13,175
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	18,910	18,910	756
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	736,645	1,441,848	57,673
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	460,134	1,150,337	46,013
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	10,000	25,000	1,000
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	266,510	266,510	10,660

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	37,263,493	11,117,897	444,715
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	37,263,493	11,117,897	444,715
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	52,547	所要自己資本 額 b = a × 4 % 2,101
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計 a	11,170,445	所要自己資本額 b = a × 4 % 446,817

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	52,547
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	2,101
B I	35,031
B I C	4,203

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	37,182,226	12,881,280	-	-	-	37,263,493	13,073,652	-	-	85,636
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	37,182,226	12,881,280	-	-	-	37,263,493	13,073,652	-	-	85,636
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	23,905,376	-	-	-	-	23,792,024	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	127,376	60,632	-	-	-	95,661	46,876	-	-
	日本国政府・地方公共団体	379,837	379,837	-	-	-	323,292	323,292	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	5,560	5,560	-	-	
個人	12,440,811	12,440,811	-	-	-	12,697,923	12,697,923	-	-	85,636
その他	328,825	-	-	-	-	349,031	-	-	-	-
業種別残高計	37,182,226	12,881,280	-	-	-	37,263,493	13,073,652	-	-	85,636
1年以下	23,395,140	29,726	-	-	/	23,255,312	20,840	-	-	/
1年超3年以下	63,195	63,195	-	-	/	152,904	152,904	-	-	/
3年超5年以下	220,671	220,671	-	-	/	91,541	91,541	-	-	/
5年超7年以下	119,339	119,339	-	-	/	220,648	220,648	-	-	/
7年超10年以下	399,807	399,807	-	-	/	348,320	348,320	-	-	/
10年超	11,917,058	11,917,058	-	-	/	11,714,910	11,714,910	-	-	/
期限の定めのないもの	1,057,013	131,481	-	-	/	1,479,854	524,485	-	-	/
残存期間別残高計	37,182,226	12,881,280	-	-	/	37,263,493	13,073,652	-	-	/
平均残高計	38,237,801	13,086,315	-	-	/	37,799,563	12,914,911	-	-	/

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

信用リスクに関する事項

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度				令和 7 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
国 外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
地域別計	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業種別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

信用リスクに関する事項

信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスクアセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	82,637	-	82,637	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	323,292	-	323,292	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	5,560	-	5,560	-	1,112	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	23,347,188	-	23,347,188	-	4,675,927	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20~150	-	-	-	-	-	-
(うち特定貸付債権向け)	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,592,206	9,020	3,578,960	902	2,476,437	69
(うちトランザクター向け)	45	-	8,000	-	800	360	45
不動産関連向け	20~150	5,761,045	-	5,746,793	-	2,044,899	36
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	4,003,789	-	3,999,490	-	996,518	25
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	1,757,255	-	1,747,302	-	1,048,381	60
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-
(うち ADC 向け)	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	85,636	-	85,636	-	128,454	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	4,575	-	4,575	-	915	20
信用保証協会等による保証付	0~10	3,304,892	-	3,293,922	-	329,392	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	18,910	-	18,910	-	18,910	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-

信用リスクに関する事項

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
上記以外	100~1250	736,645	0	736,645	0	1,441,848	196
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	460,134	-	460,134	-	1,150,337	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	10,000	-	10,000	-	25,000	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	266,510	0	266,510	0	266,510	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-						
合 計 (信用リスク・アセットの額)	-					11,117,897	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

信用リスクに関する事項

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)							合計		
	0%	20%	50%	100%	150%	その他				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	323	-	-	-	-	-	-	323		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方三公社向け	-	-	5	-	-	-	-	5		
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,282	64	-	-	-	-	-	-	23,347	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%	250%	400%	その他	合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-			
株式等	-	-	-	-	-	-	-			

信用リスクに関する事項

	45%			75%			100%			その他			合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け	0			180			2,056			1,342			3,579	
(うちトランザクター向け)	0			-			-			-			0	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用 不動産等向け	135	-	-	-	1,294	-	-	-	-	-	-	2,569	3,999	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,747	-	-	-	-	-	1,747		
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計		
不動産関連向け うち事業用不動産 関連向け	-		-		-		-		-		-	-		
	60%				その他				合計					
不動産関連向け うちその他不動産 関連向け	-				-				-					
	100%			150%			その他			合計				
不動産関連向け うちA D C 向け	-			-			-			-				
	50%		100%		150%		その他		合計					
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-		-		-		85		-		85			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-		-		-		-		-		-			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計			
現金	82		-		-		-		-		82			
取立未済手形	-		-		4		-		-		4			
信用保証協会等による保証付	-		3,293		-		-		0		3,293			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-			
共済約款貸付	-		-		-		-		18		18			

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

信用リスクに関する事項

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	—	484,097	484,097
	リスク・ウエイト2%	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	3,304,485	3,304,485
	リスク・ウエイト20%	—	27,582,483	27,582,483
	リスク・ウエイト35%	—	3,623,849	3,623,849
	リスク・ウエイト50%	—	—	—
	リスク・ウエイト75%	—	126,929	126,929
	リスク・ウエイト100%	—	1,638,081	1,638,081
	リスク・ウエイト150%	—	—	—
	リスク・ウエイト250%	—	422,300	422,300
	その他	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—
計		—	37,182,226	37,182,226

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスクに関する事項

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	32,399,471	—	—	32,375,177
40%～70%	1,757,255	8,000	10%	1,748,102
75%	181,959	1,000	10%	180,504
80%	—	—	—	—
85%	23,670	—	—	23,670
90%～100%	2,059,004	—	—	2,056,338
105%～130%	—	—	—	—
150%	85,636	—	—	85,636
250%	18,910	—	—	18,910
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	37	20	10%	40
合計	36,525,945	9,020	10%	36,488,380

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAーまたはA3 以上で、算定基準日に長期格付がBBBーまたはBaa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和6年度		
	適格金融資産 担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	122	40,213	—
抵当権付住宅ローン	—	2,814,000	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	1,245,193	—
合 計	122	4,099,407	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和7年度		
	適格金融資産 担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	1,317,865	—
自己居住用不動産等向け	—	2,688,691	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	—	4,006,557	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は「リスク管理の状況」(p.9)をご参照ください。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	489,044	489,044	489,044	489,044
合計	489,044	489,044	489,044	489,044

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

金利リスクに関する事項

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	89	97	30	24
2	下方パラレルシフト	-	-	4	5
3	スティープ化	67	96		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	15	2		
6	短期金利低下	12	43		
7	最大値	89	97	30	2
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,711		1,704	

連結情報編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

グループの概況

1. グループの事業系統図

J A日立市多賀のグループは、当J Aおよび子会社1社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



2. 子会社等の状況

名 称	業 務 内 容	所 在 地	設 立 年 月 日	資 本 金 (千 円)	組 合 出 資 比 率	グ ル ー プ 出 資 比 率
(有)多賀協同サービス	貨物自動車運送業、葬儀業務、墓石の加工販売、仏壇仏具販売、清掃業、不動産管理業、農作業受委託、農産物生産加工・販売	日立市多賀町1丁目12番10号	平成10年4月23日	10,000	100%	100%

3. 連結事業概況 (令和7年度)

◇連結事業の概況

事業の概況

令和7年度の当J Aの連結決算は、子会社1社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益 18,828 千円、連結当期剰余金 12,998 千円、連結純資産 2,189,689 千円、連結総資産 37,914,534 千円で、連結自己資本比率は 15.36%となりました。

4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益 (事業収益)	621,942	577,115	621,719	621,252	637,706
信用事業収益	270,478	260,688	274,924	280,668	336,212
共済事業収益	70,272	65,897	61,415	60,505	57,926
農業関連事業収益	27,146	26,682	25,441	24,376	24,325
その他事業収益	254,044	223,847	259,936	255,701	219,242
連結経常利益	63,218	35,601	73,042	61,146	18,828
連結当期剰余金	45,057	23,886	52,160	43,107	12,998
連結純資産額	2,074,134	2,101,478	2,151,563	2,191,614	2,189,689
連結総資産額	36,628,515	38,723,612	39,103,712	37,832,339	37,914,534
連結自己資本比率	13.41%	13.62%	14.78%	16.09%	15.36%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

グループの概況

5. 連結貸借対照表

科 目	令和 6 年度 (令和 7 年 1 月 3 1 日現在)	令和 7 年度 (令和 8 年 1 月 3 1 日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	36,420,818	36,507,205
(1) 現金	56,183	82,637
(2) 預金	23,360,711	23,205,041
(3) 貸出金	12,876,376	13,063,938
(4) その他の信用事業資産	127,546	155,969
(5) 貸倒引当金	-	▲382
2. 共済事業資産	15	17
(1) その他の共済事業資産	15	17
3. 経済事業資産	16,981	15,889
(1) 経済事業未収金	6,192	5,494
(2) 棚卸資産	10,069	9,654
(3) その他の経済事業資産	719	741
4. 雑資産	49,237	49,112
5. 固定資産	852,580	848,054
(1) 有形固定資産	852,040	846,641
建物	499,482	508,252
機械装置	20,174	20,174
土地	653,795	653,795
その他の有形固定資産	107,854	104,505
減価償却累計額	▲429,265	▲440,085
(2) 無形固定資産	540	1,412
その他の無形固定資産	540	1,412
6. 外部出資	479,144	479,144
(1) 外部出資	479,144	479,144
7. 繰延税金資産	13,559	15,110
資 産 の 部 合 計	37,832,339	37,914,534

グループの概況

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 (令和 7 年 1 月 3 1 日現在)	令和 7 年度 (令和 8 年 1 月 3 1 日現在)
(負債の部)		
1. 信用事業負債	35,317,318	35,394,105
(1) 貯金	35,224,987	35,085,517
(2) その他の信用事業負債	92,331	308,588
2. 共済事業負債	46,335	47,333
(1) 共済資金	12,355	12,812
(2) その他の共済事業負債	33,979	34,521
3. 経済事業負債	7,208	10,342
(1) 経済事業未払金	5,758	8,937
(2) その他の経済事業負債	1,450	1,405
4. 雑負債	47,062	36,290
(1) 未払法人税	17,372	4,772
(2) その他の負債	29,690	31,518
5. 諸引当金	44,096	53,554
(1) 賞与引当金	3,681	3,891
(2) 退職給付に係る負債	36,010	42,992
(3) 役員退職慰労引当金	4,404	6,670
6. 再評価に係る繰延税金負債	178,701	183,217
負債の部合計	35,640,724	35,724,845
(純資産の部)		
1. 組合員資本	1,725,184	1,727,774
(1) 出資金	246,145	245,387
(2) 利益剰余金	1,480,573	1,487,983
(3) 処分未済持分	▲1,532	▲5,594
(4) 子会社の所有する親組合出資金	▲2	▲2
2. 評価・換算差額等	466,430	461,914
(1) 土地再評価差額金	466,430	461,914
純資産の部合計	2,191,614	2,189,689
負債及び純資産の部合計	37,832,339	37,914,534

グループの概況

6. 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)	
1. 事業総利益		411,242		388,859
(1) 信用事業収益		280,668		336,212
資金運用収益	269,887		324,715	
(うち預金利息)	(118,273)		(153,818)	
(うち貸出金利息)	(128,506)		(148,545)	
(うちその他受入利息)	(23,107)		(22,352)	
役務取引等収益	4,189		4,314	
その他経常収益	6,591		7,182	
(2) 信用事業費用		49,716		102,124
資金調達費用	21,088		72,364	
(うち貯金利息)	(20,526)		(71,331)	
(うち給付補てん備金繰入)	(4)		(34)	
(うち借入金利息)	(0)		(0)	
(うちその他支払利息)	(556)		(998)	
役務取引等費用	2,323		2,233	
その他経常費用	26,304		27,526	
(うち貸倒引当金繰入額)	—		(382)	
信用事業総利益		230,952		234,087
(3) 共済事業収益		60,505		57,926
共済付加収入	56,484		53,443	
その他共済事業収益	4,020		4,482	
(4) 共済事業費用		1,619		1,837
共済推進費	664		856	
共済保全費	369		369	
その他共済事業費用	584		611	
共済事業総利益		58,886		56,088
(5) 購買事業収益		49,577		53,911
購買品供給高	48,325		52,563	
購買手数料	697		899	
その他購買事業収益	554		448	
(6) 購買事業費用		41,836		44,674
購買品供給原価	41,261		44,079	
購買品供給費	164		168	
その他購買事業費用	411		425	
購買事業総利益		7,740		9,237
(7) 販売事業収益		12,098		11,765
販売品販売高	9,847		9,362	
販売手数料	2,080		2,229	
その他販売事業収益	170		173	

グループの概況

科 目	令和 5 年度 (令和5年2月1日から令和6年1月31日)			令和 6 年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		
(8) 販売事業費用		7,678			7,240	
販売品販売原価	7,440			7,056		
その他販売事業費用	238			184		
販売事業総利益			4,420			4,524
(9) その他事業収益		218,401			177,890	
(10) その他事業費用		109,158			92,969	
その他事業総利益			109,242			84,920
2. 事業管理費			364,208			385,994
(1) 人件費		259,139			266,600	
(2) その他事業管理費		105,069			119,393	
事 業 利 益			47,034			2,865
3. 事業外収益			15,145			16,932
(1) 受取出資配当金		8,773			8,773	
(2) その他の事業外収益		6,372			8,159	
4. 事業外費用			1,034			969
(1) その他の事業外費用		1,034			969	
経 常 利 益			61,146			18,828
5. 特別利益			59			—
(1) 固定資産処分益		59			—	
6. 特別損失			0			0
(1) 固定資産処分損		0			0	
税金等調整前当期利益			61,205			18,828
法人税住民税及び事業税			19,755			7,380
法人税等調整額			▲1,657			▲1,550
法人税等合計			18,098			5,830
当期利益			43,107			12,998
当期剰余金			43,107			12,998

グループの概況

8. 連結注記表

令和6年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 連結子会社の数：1社
 連結子会社の名称：有限会社 多賀協同サービス
- (2) 持分法の適用に関する事項
 持分法適用の関連法人はありません。
- (3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
 のれんの残高はありませんので、適用していません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 子会社株式：移動平均法による原価法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 購入品（一品管理）：総平均法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 購入品（グループ管理）：売価還元法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産
 定額法を採用しております。
 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

グループの概況

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当

グループの概況

組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 葬祭事業

葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 農業事業

組合員の委託に基づき農地等を利用して行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農業を行う義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う（又は提供する）事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑥ 介護事業

組合員の必要な医療サービス及び福祉サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種サービスの利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

グループの概況

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。並びに、葬祭事業収益のうち、当組合が代理人として葬祭利用高に関与している場合には、純額で収益を認識して葬祭事業収益に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 13,567千円 (繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は13,064千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 12,894千円 車両運搬具 170千円

(2) 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に、定期預金2,200千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 58,958千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い

グループの概況

債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額は22,617千円、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は22,617千円です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 423,096千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預け、運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

グループの概況

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が19,752千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	23,360,711	23,307,454	▲53,257
貸出金	12,876,376	12,870,146	▲6,230
資 産 計	36,237,088	36,177,600	▲59,487
貯 金	35,224,987	35,133,590	▲91,397
負 債 計	35,224,987	35,133,590	▲91,397

グループの概況

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	479,144
合計	479,144

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	23,360,711	-	-	-	-	-
貸出金(*1)	661,998	626,721	619,566	586,484	562,573	9,796,414
合計	24,022,710	626,721	619,566	586,484	562,573	9,796,414

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 (融資型を除く) 6,241千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 22,617千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

グループの概況

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	30,936,378	1,761,066	2,419,925	43,243	64,373	—
合計	30,936,378	1,761,066	2,419,925	43,243	64,373	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	31,316千円
退職給付費用	11,089千円
退職給付の支払額	▲2千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲6,393千円
期末における退職給付引当金	36,010千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	123,830千円
特定退職金共済制度	▲87,819千円
退職給付引当金	36,010千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	11,089千円
退職給付費用	11,089千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,176千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、24,737千円となっています。

グループの概況

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	9,974千円
賞与引当金	1,019千円
未払事業税	1,125千円
未払年度末賞与	831千円
減価償却（減損損失分）	376千円
役員退職慰労引当金	1,219千円
その他	374千円
繰延税金資産小計	14,922千円
評価性引当額	▲1,355千円
繰延税金資産合計（A）	13,567千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲7千円
繰延税金負債合計（B）	▲7千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	13,559千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

8. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

当組合の日立南部葬祭場は、設置の際に日立市との不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了における原状回復にかかる義務を有しています。しかし、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は24,920千円です。

グループの概況

8. 連結注記表

令和7年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 連結子会社の数：1社
 連結子会社の名称：有限会社 多賀協同サービス
- (2) 持分法の適用に関する事項
 持分法適用の関連法人はありません。
- (3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
 のれんの残高はありませんので、適用していません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 子会社株式：移動平均法による原価法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 購入品（一品管理）：総平均法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 購入品（グループ管理）：売価還元法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産
 定額法を採用しております。
 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

グループの概況

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当

グループの概況

組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 葬祭事業

葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 農業事業

組合員の委託に基づき農地等を利用して行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農業を行う義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う（又は提供する）事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑥ 介護事業

組合員の必要な医療サービス及び福祉サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種サービスの利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

グループの概況

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。並びに、葬祭事業収益のうち当組合が代理人として葬祭利用高に関与している場合には、純額で収益を認識して葬祭事業収益に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 15,117千円 (繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和8年1月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 382千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は13,064千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 12,894千円 車両運搬具 170千円

グループの概況

(2) 担保に供している資産

定期預金 800,000 千円を為替決済の担保に、定期預金 2,200 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 53,758 千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) ま
でに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額は 52,109 千円、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は 52,109 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 423,096 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

グループの概況

7. 損益計算書に関する注記

- (1) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額
 購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、24千円の棚卸評価損が含まれています。

8. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預け、運用を行っています。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.36%上昇したものと想定した場合には、経済価値が22,655千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

グループの概況

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	23,205,041	23,164,149	▲40,892
貸出金	13,063,938		
貸倒引当金(*1)	▲382		
貸倒引当金控除後	13,063,556	12,895,025	▲168,530
資 産 計	36,268,598	36,059,174	▲209,423
貯金	35,085,517	34,985,718	▲99,798
負 債 計	35,085,517	34,985,718	▲99,798

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

グループの概況

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	479,144
合計	479,144

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	23,205,041	-	-	-	-	-
貸出金(*1)	707,512	626,735	600,021	571,896	568,129	9,989,644
合計	23,912,553	626,735	600,021	571,896	568,129	9,989,644

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）7,448千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	32,718,903	1,839,441	447,097	54,460	25,614	-
合計	32,718,903	1,839,441	447,097	54,460	25,614	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

グループの概況

- ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|----------|
| 期首における退職給付引当金 | 36,010千円 |
| 退職給付費用 | 14,043千円 |
| 退職給付の支払額 | ▲0千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | ▲7,060千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 42,992千円 |
- ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|-----------|-----------|
| 退職給付債務 | 137,615千円 |
| 特定退職金共済制度 | ▲94,623千円 |
| 退職給付引当金 | 42,992千円 |
- ④ 退職給付に関連する損益
- | | |
|--------|----------|
| 勤務費用 | 14,043千円 |
| 退職給付費用 | 14,043千円 |

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,491千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、24,013千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付に係る負債	12,209千円
賞与引当金	1,078千円
未払事業税	420千円
減価償却（減損損失分）	363千円
役員退職慰労引当金	1,871千円
その他	239千円
繰延税金資産小計	16,183千円
評価性引当額	▲1,066千円
繰延税金資産合計（A）	15,117千円

繰延税金負債

全農適格合併みなし配当	▲7千円
繰延税金負債合計（B）	▲7千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	15,110千円

グループの概況

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲12.3%
住民税均等割額	3.7%
評価性引当額の増減	▲1.9%
その他	5.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.0%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は307千円増加し、法人税等調整額は307千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は4,515千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

1.1. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1.2. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

当組合の日立南部葬祭場は、設置の際に日立市との不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了における原状回復にかかる義務を有しています。しかし、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は7,448千円です。

グループの概況

9. 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
資本準備金の積立による増加	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
資本準備金の取崩による減少	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	1,442,928	1,480,573
2 利益剰余金増加高	43,107	12,998
当期剰余金	43,107	12,998
土地再評価差額金の取崩による増加	—	—
持分比率変更による増加	—	—
3 連結剰余金減少額	5,462	5,588
当期損失金	—	—
支払配当金	5,462	5,588
役員賞与金	—	—
土地再評価差額金の取崩による減少	—	—
持分比率変更による減少	—	—
4 連結剰余金期末残高	1,480,573	1,487,983

10. 農協法に基づく開示債権

農協法に基づく開示債権は、子会社において農協法に基づく開示債権がないため、当組合単体の農協法に基づく開示債権と同額です。

グループの概況

11. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
信 用 事 業	事 業 収 益	280,668	336,212
	経 常 利 益	230,952	234,087
	資 産 の 額	36,420,818	36,507,205
共 済 事 業	事 業 収 益	60,505	57,926
	経 常 利 益	58,886	56,088
	資 産 の 額	15	17
農 業 関 連 事 業	事 業 収 益	24,376	24,325
	経 常 利 益	6,864	7,492
	資 産 の 額	1,758	1,813
そ の 他 事 業	事 業 収 益	255,701	219,242
	経 常 利 益	114,539	91,190
	資 産 の 額	15,223	14,076
計	事 業 収 益	621,252	637,706
	経 常 利 益	411,242	388,859
	資 産 の 額	36,437,815	36,523,112

連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和8年1月末における連結自己資本比率は、15.36%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	日立市多賀農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	245,385千円（前年度246,143千円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,719,596	1,713,201
うち、出資金及び資本剰余金の額	246,143	245,385
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,480,573	1,478,974
うち、外部流出予定額 (▲)	5,589	5,563
うち、上記以外に該当するものの額	▲1,532	▲5,594
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—	382
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—	382
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	1,719,596	1,713,584
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	390	1,011
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む) の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外の額	390	1,011
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—

自己資本の構成に関する事項

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	390	1,011
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,719,205	1,712,572
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	9,895,202	11,093,717
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		11,093,281
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	792,311	52,547
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	10,687,513	11,146,265
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（二））	16.09%	15.36%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和 7 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	56,184	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	379,837	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	23,479,676	4,695,935	187,837
法人等向け	31,197	31,197	1,248
中小企業等向け及び個人向け	176,656	103,240	4,130
抵当権付住宅ローン	6,458,653	1,831,148	73,246
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
取立未済手形	3,400	680	27
信用保証協会等保証付	3,316,790	330,449	13,218
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	56,845	56,845	2,274
(うち出資等のエクスポージャー)	—	—	—
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
上記以外	3,213,870	2,845,710	1,138,288
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	—	—	—
証券化	—	—	—
(うちS T C要件適用分)	—	—	—
(うち非S T C適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	37,173,107	9,895,202	395,808
	CVAリスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	37,173,107	9,895,202	395,808
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		792,311		31,692
	所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		10,687,513		427,501

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	82,637	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	323,292	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	5,560	1,112	44
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,347,188	4,675,927	187,037
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,593,108	2,476,437	99,057
（うちトランザクター向け）	800	360	14
不動産関連向け	5,761,045	2,044,899	81,795
（うち自己居住用不動産等向け）	4,003,789	996,518	39,860
（うち賃貸用不動産向け）	1,757,255	1,048,381	41,935
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	85,636	128,454	5,138
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	4,575	915	36
信用保証協会等による保証付	3,304,892	329,392	13,175
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	18,910	18,910	756
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	727,316	1,417,668	56,706
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	460,234	1,150,587	46,023
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	267,081	267,081	10,683

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	37,254,164	11,093,717	443,748
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	37,254,164	11,093,717	443,748
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	52,547	2,101
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計 a	11,146,265	445,850

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	52,547
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	2,101
B I	35,031
B I C	4,203

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.8）をご参照ください。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	37,173,107	12,881,281	-	-	-	37,263,493	13,073,652	-	-	85,636
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	37,173,107	12,881,281	-	-	-	37,263,493	13,073,652	-	-	85,636
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	23,905,376	-	-	-	-	23,792,024	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	127,377	60,632	-	-	-	95,661	46,876	-	-
	日本国政府・地方公共団体	379,837	379,837	-	-	-	323,292	323,292	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	5,560	5,560	-	-	
個人	12,440,812	12,440,812	-	-	-	12,697,923	12,697,923	-	-	85,636
その他	319,706	-	-	-	-	349,031	-	-	-	-
業種別残高計	37,173,107	12,881,281	-	-	-	37,263,493	13,073,652	-	-	85,636
1年以下	23,395,140	29,726	-	-	-	23,255,312	20,840	-	-	-
1年超3年以下	63,195	63,195	-	-	-	152,904	152,904	-	-	-
3年超5年以下	220,671	220,671	-	-	-	91,541	91,541	-	-	-
5年超7年以下	119,340	119,340	-	-	-	220,648	220,648	-	-	-
7年超10年以下	399,808	399,808	-	-	-	348,320	348,320	-	-	-
10年超	11,917,059	11,917,059	-	-	-	11,714,910	11,714,910	-	-	-
期限の定めのないもの	1,057,894	131,481	-	-	-	1,479,854	524,485	-	-	-
残存期間別残高計	37,173,107	12,881,281	-	-	-	37,263,493	13,073,652	-	-	-

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

信用リスクに関する事項

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度				令和 7 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他				目的使用	その他			
国 内	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
国 外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
地域別計	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業種別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

信用リスクに関する事項

信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D	信用リスクアセットの額 E	
現金	0	82,637	-	82,637	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	323,292	-	323,292	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	5,560	-	5,560	-	1,112	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	23,347,188	-	23,347,188	-	4,675,927	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	-	-	-	-	-	-
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,592,206	9,020	3,578,960	902	2,476,437	69
（うちトランザクター向け）	45	-	8,000	-	800	360	45
不動産関連向け	20~150	5,761,045	-	5,746,793	-	2,044,899	36
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	4,003,789	-	3,999,490	-	996,518	25
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	1,757,255	-	1,747,302	-	1,048,381	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	85,636	-	85,636	-	128,454	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	4,575	-	4,575	-	915	20
信用保証協会等による保証付	0~10	3,304,892	-	3,293,922	-	329,392	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	18,910	-	18,910	-	18,910	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-

信用リスクに関する事項

上記以外	100~1250	727,316	-	727,316	-	1,417,668	195
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	460,234	-	460,234	-	1,150,587	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	267,081	-	267,081	-	267,081	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	11,093,717	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

信用リスクに関する事項

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）							合計		
	0%	20%	50%	100%	150%	その他				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	323	-	-	-	-	-	-	323		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方三公社向け	-	-	5	-	-	-	-	5		
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,282	64	-	-	-	-	-	-	23,347	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%	250%	400%	その他	合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-			
株式等	-	-	-	-	-	-	-			

信用リスクに関する事項

	45%		75%			100%			その他		合計		
中堅中小企業等向け及び個人向け	0		180			2,056			1,342		3,579		
(うちトランザクター向け)	0		-			-			-		0		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	135	-	-	-	1,294	-	-	-	-	-	-	2,569	3,999
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,747	-	-	-	-	-	1,747	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	-		-		-		-		-		-		-
	60%				その他				合計				
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	-				-				-				
	100%			150%			その他			合計			
不動産関連向けうちADC向け	-			-			-			-			
	50%		100%			150%			その他		合計		
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-		-			85			-		85		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-		-			-			-		-		
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	82		-		-		-		-		82		
取立未済手形	-		-		4		-		-		4		
信用保証協会等による保証付	-		3,293		-		-		0		3,293		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-		
共済約款貸付	-		-		-		-		18		18		

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

信用リスクに関する事項

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	—	484,098	484,098
	リスク・ウエイト2%	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	3,304,485	3,304,485
	リスク・ウエイト20%	—	27,582,484	27,582,484
	リスク・ウエイト35%	—	3,623,849	3,623,849
	リスク・ウエイト50%	—	—	—
	リスク・ウエイト75%	—	126,929	126,929
	リスク・ウエイト100%	—	1,628,962	1,628,962
	リスク・ウエイト150%	—	—	—
	リスク・ウエイト250%	—	422,300	422,300
	その他	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—
計		—	37,173,107	37,173,107

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスクに関する事項

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイト 区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	32,399,471	—	—	32,375,177
40%～70%	1,757,255	8,000	10%	1,748,102
75%	181,959	1,000	10%	180,504
80%	—	—	—	—
85%	23,670	—	—	23,670
90%～100%	2,059,004	—	—	2,056,338
105%～130%	—	—	—	—
150%	85,636	—	—	85,636
250%	18,910	—	—	18,910
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	37	20	10%	40
合計	36,525,945	9,020	10%	36,488,380

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.82）をご参照ください。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和6年度		
	適格金融資産 担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	122	40,214	—
抵当権付住宅ローン	—	2,814,001	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	1,245,193	—
合 計	122	4,099,408	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和7年度		
	適格金融資産 担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	1,317,865	—
自己居住用不動産等向け	—	2,688,691	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	—	4,006,557	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

◇当連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項**オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.9）をご参照ください。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.86)をご参照ください。

出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	479,144	479,144	479,144	479,144
合計	479,144	479,144	479,144	479,144

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(p.88)をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	89	97	30	24
2	下方パラレルシフト	—	—	4	5
3	スティープ化	67	96		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	15	2		
6	短期金利低下	12	43		
7	最大値	89	97	30	24
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,711		1,704	

財務諸表等の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの令和7年2月1日から令和8年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年5月

日立市多賀農業協同組合

代表理事組合長 **助川 弘一**

会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

＜法定開示項目（農業協同組合施行規則第204条関係）＞

開示基準項目	掲載ページ
1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	22
○理事及び監事の氏名及び役職名	22
○会計監査人の名称	23
○事務所の名称及び所在地	23
○特定信用事業代理業者に関する事項	23
2. 主要な業務の内容	17-20
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	6
○直近の5事業年度における主要な業務の概況	52
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	52
・経常利益又は経常損失	52
・当期剰余金又は当期損失金	52
・出資金及び出資口数	52
・純資産額	52
・総資産額	52
・貯金等残高	52
・貸出金残高	52
・有価証券残高	52
・単体自己資本比率	52
・剰余金の配当の金額	52
・職員数	52
○直近の2事業年度における事業の概況	
＜主要な業務の指標＞	
・事業粗収益及び事業粗利益率	52
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	52
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	53
・受取利息及び支払利息の増減	53
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	54
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	54
＜貯金に関する指標＞	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	55
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	55
＜貸出金等に関する指標＞	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	56
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	56
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	56
・用途別の貸出金残高	57
・主要な農業関係の貸出実績	58
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	57
・貯貸率の期末値及び期中平均値	54
＜有価証券に関する指標＞	
・商品有価証券の種類別の平均残高	60
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	60
・有価証券の種類別の平均残高	60
・貯証率の期末値及び期中平均値	54
4. 業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	8-10
○法令遵守の体制	10-11

開示基準項目	掲載ページ
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
＜指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合＞	
・ 手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	11-12
＜指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合＞	
・ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	11
5. 組合の直近2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書	26-29,49
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	59
・ 危険債権	59
・ 三月以上延滞債権	59
・ 貸出条件緩和債権	59
・ 正常債権	59
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	59
○自己資本の充実の状況	
＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞	
●定性的開示事項	
・ 自己資本調達手段の概要	16
・ 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	16
・ 信用リスクに関する事項	72-81
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	82
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	85
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	85
・ CVAリスクに関する事項	85
・ マーケット・リスクに関する事項	85
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	85
・ 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	86-87
・ 金利リスクに関する事項	88-89
●定量的開示事項	
・ 自己資本の構成に関する事項	66-67
・ 自己資本の充実度に関する事項	68-71
・ 信用リスクに関する事項	72-81
・ 信用リスク削減手法に関する事項	82-84
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	85
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	85
・ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	85
・ リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	87
・ 金利リスクに関する事項	88-89
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・ 有価証券	60
・ 金銭の信託	60
・ デリバティブ取引	60
・ 金融等デリバティブ取引	60
・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	60
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
○貸出金償却の額	55
○会計監査人の監査	139

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【連結情報（組合及び子会社等）】

<法定開示項目（農業協同組合施行規則第205条関係）>

開示基準項目	掲載ページ
1. 組合及びその子会社等の概況	
○主要な事業の内容及び組織の構成	91
○組合の子会社等に関する事項	
・名称	91
・主たる営業所又は事務所の所在地	91
・資本金又は出資金	91
・事業の内容	91
・設立年月日	91
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	91
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	91
2. 組合及びその子会社等の主要な業務	
○直近の事業年度における事業の概況	91
○直近の5連結会計年度における主要な業務の概況	
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	91
・経常利益又は経常損失	91
・当期利益又は当期損失	91
・純資産額	91
・総資産額	91
・連結自己資本比率	91
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	92-95,115
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	115
・危険債権	115
・三月以上延滞債権	115
・貸出条件緩和債権	115
・正常債権	115
<自己資本の充実の状況に関する開示項目>	
●定性的開示項目	
・連結の範囲に関する事項	91
・自己資本調達手段の概要	117
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	117
・信用リスクに関する事項	124-133
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	133
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	136
・証券化エクスポージャーに関する事項	136
・CVAリスクに関する事項	136
・マーケット・リスクに関する事項	136
・オペレーショナル・リスクに関する事項	136
・出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	137
・金利リスクに関する事項	138
●定量的開示項目	
・自己資本の構成に関する事項	118-119
・自己資本の充実度に関する事項	120-123
・信用リスクに関する事項	124-133
・信用リスク削減手法に関する事項	133-135
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	136
・証券化エクスポージャーに関する事項	136
・出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	137
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	138
・金利リスクに関する事項	138
○事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益の額及び資産の額	116